

別表（第13条の2関係）

階層区分	世帯の階層（細）区分		負担金基準月額（単位 円）	
			徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		4,500	450
D ₁ 階層	A階層、B階層及びC階層	3,000円以下	5,800	580
D ₂ 階層		3,001円～5,800円	6,900	690
D ₃ 階層		5,801円～8,700円	7,600	760
D ₄ 階層		8,701円～13,000円	8,500	850
D ₅ 階層		13,001円～17,400円	9,400	940
D ₆ 階層		17,401円～22,400円	11,000	1,100
D ₇ 階層		22,401円～28,200円	12,500	1,250
D ₈ 階層		28,201円～58,400円	16,200	1,620
D ₉ 階層		58,401円～75,000円	18,700	1,870
D ₁₀ 階層		75,001円～96,600円	23,100	2,310
D ₁₁ 階層		96,601円～121,800円	27,500	2,750
D ₁₂ 階層		121,801円～175,500円	35,700	3,570
D ₁₃ 階層		175,501円～221,100円	44,000	4,400
D ₁₄ 階層		221,101円～380,800円	52,300	5,230
D ₁₅ 階層		380,801円～549,000円	80,700	8,070

D ₁₆ 階層	549,001円～ 579,000円	85,000	8,500
D ₁₇ 階層	579,001円～ 700,900円	102,900	10,290
D ₁₈ 階層	700,901円～ 849,000円	122,500	12,250
D ₁₉ 階層	849,001円～ 1,041,000円	143,800	14,380
D ₂₀ 階層	1,041,001円以上	療育の給付に 要した費用の 額（全額徴収）	左の自己負担 額の10パーセ ントに相当す る額（その額 が17,120円に 満たない場合 は、17,120円）

別表備考3中「C₁階層に」を「C階層に」に、「C₁階層及びC₂階層」を「D₁からD₂₀までの階層」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改め、同表備考4を次のように改める。

- 4 所得割の額を算定する場合には、児童及びその児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表備考6中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同表備考9を削る。

様式第13号（表）中

世帯構成員名	続柄	生年月日	個人番号	職 業	階層区分	前年の所得税額	備考
--------	----	------	------	-----	------	---------	----

を

世帯構成員名	続柄	生年月日	個人番号	職 業	階層区分	本年度の市町村民税の所得割額	備考
--------	----	------	------	-----	------	----------------	----

に改

め、同様式（裏）中「（ただし、本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によったときは、bになるときでも、前年分所得税が課税されている場合は…

…d)」を削り、「ウ a又はbに当たる場合を除いて、前年分（不明のときは、前々年分）所得税が課税されていない場合……c）」を「ウ aに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは、前年度）の市町村民税の均等割のみが課税されている場合……c）」に、「エ a又はbに当たる場合を除いて、前年分（不明のときは、前々年分）所得税が課税されている場合……d）」を「エ a、b又はcに当たる場合を除いて、本年度（不明のときは、前年度）の市町村民税の均等割及び所得割が課税されている場合……d）」に、「所得税の非課税であることの市町村長等の証明書及び市町村民税が均等割のみか所得割も課税されているかどうかを明らかにした市町村長の証明書」を「市町村民税が均等割のみ課税されていることを明らかにした市町村長の証明書」に、「所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書」を「市町村民税の所得割の額を明らかにした市町村長の証明書」に、「所得税を」を「市町村民税の所得割を」に、「所得税の年額」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

様式第13号の2を削る。

様式第31号の2中「児童（延長者）氏名 (男・女)」を

「児童（延長者）氏名 」に改める。

様式第32号及び様式第33号中

「児童（延長者）氏名 (男・女)」を

「児童（延長者）氏名 」に改める。

様式第38号中

「児童（保護延長者）の氏名 (男・女)」を

「児童（保護延長者）の氏名 」に改める。

様式第47号及び様式第48号中「児童相談所長 」を「児童相談所長 ㊦」に、

「

年	月	日生	性別	男・女
---	---	----	----	-----

」を

「

年	月	日生
---	---	----

」に改める。

様式第49号中「児童相談所長 」を「児童相談所長 ㊦」に、

「

年	月	日生	性別	男・女
---	---	----	----	-----

」を

「

年 月 日生

」に改める。

様式第50号及び様式第51号中「富山県知事」を「富山県知事 印」に、

「

年 月 日生	性別	男・女
--------	----	-----

」を

「

年 月 日生

」に改める。

様式第51号の3から様式第51号の5までの規定中

「児童の氏名 (男・女)」を

「児童の氏名」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の富山県児童福祉法等施行規則（以下「新規則」という。）第13条の2の規定は、令和3年7月分の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する額（次項及び附則第5項において「負担金」という。）の決定から適用する。
- 3 新規則別表の規定は、令和3年7月分の負担金の算定から適用する。
- 4 新規則様式第13号の規定は、令和3年7月分の児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付（次項において「療育の給付」という。）の申請から適用する。
(経過措置)
- 5 令和3年7月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、療育の給付を受けた者（新規則別表におけるD₂₀階層に該当する世帯に属する者を除く。）に係る当該療育の給付の決定を受けた日の属する月分の負担金の額は、新規則の規定により計算される額がこの規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）の規定により計算される額を超えるときは、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定により計算される額に相当する額とする。
- 6 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康対策室)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市小林120番 1、121番 1、122番 1、122番 4、122番 5、122番 6、123番、124番 1、124番 3、124番 4、124番 7、124番 8、125番 1、125番 4、126番 1 及び127番 1			南砺市小林 121番地の 1	株式会社湯浅葬祭センター